

## 岡崎市談合情報対応マニュアル

### (目的)

第1条 このマニュアルは、岡崎市の契約に係る入札談合を疑わせる情報に関する取扱いを定め、もって岡崎市が締結する契約に関し公正な競争を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 このマニュアルは、岡崎市発注に係るすべての契約に適用する。

### (談合情報の定義)

第3条 「談合情報」とは、入札談合を疑わせる情報のうち、特定の入札について談合が行われていることを伝える情報のことをいう。

### (入札談合を疑わせる情報の確認)

第4条 入札に付そうとする案件について入札談合を疑わせる直接的な情報が寄せられた場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認し、落札予定者、落札予定金額その他談合に関する事項について、詳しく確認することとする。

2 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で当該情報の出所を明らかにするよう要請することとする。

3 談合の事実を示す具体的な証拠（電子データ・メモ・テープ等の物的証拠等）等、入札談合を疑わせる情報の信憑性が相当程度高いと認められる情報を入手した場合には、談合の事実を示す具体的な証拠を保存するとともに、入手時にその他の情報がある場合は、全ての内容を確認することとする。

### (情報調書の作成)

第5条 総務部契約課（以下「事務局」という。）は、入札談合を疑わせる情報が寄せられた場合、当該情報の内容を情報調書（様式第1号）に記載することとする。

2 事務局以外の課等に入札談合を疑わせる情報が寄せられた場合には、直ちに事務局に報告を行わなければならない。

3 入札談合を疑わせる情報が、情報提供者によるものではなく、職員が直接目撃した等の情報である場合には、当該職員は、直ちに事務局に報告を行わなければならない。この場合において事務局は、当該情報の内容を情報調書に記載することとする。

4 談合の事実を示す具体的な証拠（電子データ・メモ・テープ等の物的証拠等）等、入札談合を疑わせる情報の信憑性が相当程度高いと認められる情報を入手した場合には、当該職員は、直ちに事務局に報告を行わなければならない。この場合において事務局は、当該情報の内容を情報調書に記載することとする。

### (公正入札調査委員会への報告)

第6条 事務局は、入札談合を疑わせる情報が寄せられた場合又は当該情報の報告を受けた場合には、速やかに岡崎市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）へ報告することとする。

### (報道機関等への対応)

第7条 入札談合を疑わせる情報に関する報道機関等との対応については、事務局の長が行うこととする。

### (公正取引委員会等への通報)

第8条 事務局は、入札談合を疑わせる情報について、委員会が必要と認める場合には、速やかに、情報調書及び談合情報等に関する資料の送付書（様式第4号）により公正取引委員会、岡崎警察署、愛知県警察本部並びに建設工事にあつては、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の建設業許可権者（以下「公正取引委員会等」という。）へ通報することとする。ただし、愛知県警察本部及び建設業許可権者への通報は、特に必要と認める場合とする（以下同じ。）。

2 入札談合を疑わせる情報の追加情報又は、事情聴取書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）、入札てん末、工事費内訳書調査結果その他の情報がある場合には、原則として、手続

きの各段階において、逐次かつ速やかにそれらの写しを公正取引委員会等に通知することとする。ただし、事情聴取から入札までの手続き等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。

(情報の判別)

第9条 第6条に規定する報告を受けて開催する委員会において、入札談合を疑わせる情報の信憑性を判断するに当たっては、次に掲げる事項を総合的に勘案し、談合情報又は談合情報に該当しない情報に判別することとする。

- (1) 談合対象となった入札件名
- (2) 談合の事実を確信するに足る物的な証拠又は証言
- (3) 談合に関与した業者らの名称
- (4) 談合が行われた日時、場所、経過
- (5) 談合の結果、決定した落札予定者
- (6) 談合の結果、決定した落札予定金額
- (7) 実名、連絡先を明かしての情報提供

(具体的な対応)

第10条 委員会は、事務局より入札談合を疑わせる情報の報告を受けた後、談合情報の信憑性を判別し、対応を決定する。併せて、公正取引委員会等、愛知県警察本部への通報時期や事情聴取の必要性などについても検討し、決定する。

- (1) 開札執行前に入札談合を疑わせる情報を把握した場合
  - ア 談合情報の信憑性が極めて高いと判断するとき  
入札の適法性を欠くおそれがあるため、入札の執行を中止する。
  - イ 談合情報の信憑性が極めて高いとは言えないと判断するとき  
入札の適法性を欠くおそれがある場合は、入札の執行を中止する。入札の執行が妥当な場合は、入札を執行する。
    - ① 入札を執行し、開札結果が談合情報どおりの結果となった場合  
落札決定を保留し、事情聴取を行う場合事情聴取の後に、再度、委員会を開催し、談合情報の信憑性を検討する。入札の適法性を欠くおそれがある場合は、落札決定せず入札不調とする。落札決定が妥当な場合は、落札決定後に落札者から誓約書を提出させる。誓約書を提出した場合、法令その他不法行為に係る賠償金の料率は、契約約款の規定により10分の3となる。
    - ② 入札を執行し、開札結果が談合情報と異なる結果となった場合  
開札後、再度、委員会を開催し、談合情報の信憑性について検討する。落札決定が妥当な場合は、落札決定する。
  - ウ 談合情報に該当しないと判断するとき  
入札を執行する。
- (2) 開札後で落札決定前に入札談合を疑わせる情報を把握した場合
  - ア 談合情報の信憑性が極めて高いときと判断するとき  
入札の適法性を欠くおそれがあると判断し、落札決定をせず入札不調とする。
  - イ 談合情報の信憑性が極めて高いとは言えないと判断するとき
    - ① 開札結果が談合情報どおりの結果となった場合  
落札決定を保留し、事情聴取を行う場合事情聴取の後に、再度、委員会を開催し、談合情報の信憑性を検討する。入札の適法性を欠くおそれがある場合は、落札決定せず入札不調とする。落札決定が妥当な場合は、落札決定後に落札者から誓約書を提出させる。誓約書を提出した場合、法令その他不法行為に係る賠償金の料率は、契約約款の規定により10分の3となる。
    - ② 開札結果が談合情報と異なる結果となった場合  
落札決定を保留した後、再度、委員会を開催し、談合情報の信憑性について検討する。落札決定が妥当な場合は、落札決定する。

ウ 談合情報に該当しないと判断するとき  
落札決定する。

(3) 落札決定後で契約締結前に入札談合を疑わせる情報を把握した場合

ア 留意点

落札決定後は入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、対応方法を判断する。

イ 談合情報の信憑性が極めて高いと判断するとき

入札の適法性を欠くおそれがあると判断し、落札決定を取消しする。

ウ 談合情報の信憑性が極めて高いとは言えないと判断するとき

事情聴取を行う場合事情聴取の後に委員会を開催し、談合情報の信憑性について検討する。契約の締結が妥当と判断するときは、落札者から誓約書を提出させた上で契約を締結する。誓約書を提出した場合、法令その他不法行為に係る賠償金の料率は、契約約款の規定により10分の3となる。

エ 入札談合を疑わせる情報であるが、談合情報に該当しないと判断するとき  
契約を締結する。

(4) 契約締結後に入札談合を疑わせる情報を把握した場合

ア 留意点

入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、対応方法を判断する。

イ 談合情報の信憑性が極めて高いと判断するとき

事情聴取を行う場合事情聴取の後に委員会を開催し、契約解除について検討する。

ウ 談合情報の信憑性が極めて高いとは言えないと判断するとき

事情聴取を行う場合事情聴取の後に委員会を開催し、談合情報の信憑性について検討する。契約の継続が妥当と判断するときは、当該談合情報に係る受注者から誓約書を提出させた上で契約を継続する。誓約書を提出した場合、法令その他不法行為に係る賠償金の料率は、契約約款の規定により10分の3となる。契約の継続が妥当ではないと判断するときは、契約を解除する。

エ 談合情報に該当しないと判断するとき  
契約を継続する。

(5) 談合情報の判断に係る留意事項

公正取引委員会が独占禁止法違反の疑いで当該業者に立入検査等を行った場合、事務局は情報収集を行い、独占禁止法の違反行為が認められた後で、委員会に報告する。立入検査は、公正取引委員会が審査手続を開始したという意味であり、独占禁止法の違反行為があったと判断されたわけではない。

(事情聴取の際の注意事項)

第11条 事情聴取を行う場合は、来庁を促して聞き取りを行う。

(1) 事情聴取の対象者

ア 入札参加者に対して実施する場合は、原則、契約を締結する権限を有する者又はそれに準ずる者

イ 入札参加者以外の第三者（情報提供者など）に対して実施する場合は、当該関係者

(2) 聴取結果の取扱い

事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会等へ送付する。

(談合情報の管理)

第12条 談合情報は、適切な管理を行うものとし、当該談合情報の外部漏えい防止の徹底を図るものとする。

(その他)

第13条 このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 このマニュアルは、平成 18 年 7 月 26 日から施行し、同日以後に執行する入札について適用する。

2 岡崎市入札情報取扱要綱（平成 11 年 11 月 8 日制定）は、廃止する。

附 則

このマニュアルは、平成 19 年 8 月 17 日から施行し、同日以後に執行する入札から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に執行する入札から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に執行する入札から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成 27 年 1 月 14 日から施行し、同日以後に執行する入札から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に執行する入札から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に執行する入札から適用する。

## 情 報 調 書

平成 年 月 日

入 札 件 名		
開 札 ( 予 定 ) 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分	
情 報 を 受 け た 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分	
情 報 提 供 者	<input type="checkbox"/> 実名 <input type="checkbox"/> 匿名 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	住 所 :	
	氏 名 :	
	連 絡 先 :	
	職 業 :	
情 報 入 手 の 手 段	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 報道 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
情 報 の 内 容	入 札 件 名	
	物 的 な 証 拠 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 (内容 : ) <input type="checkbox"/> 無
	証 言 の 内 容	
	談 合 関 与 業 者 名	
	談 合 の 日 時 、 場 所 、 経 過	平成 年 月 日 ( ) 時 分頃
	落 札 予 定 者	
	落 札 予 定 金 額	
	そ の 他 具 体 的 な も の	(事前決定した理由、情報を入手した経緯、この情報を他に提供等)
応 答 の 概 要		
情 報 受 信 者	所属 : 職氏名 :	

注1 : 情報が書面、FAX、メール、新聞報道の場合は、写しを添付すること。

注2 : 物的な証拠が有る場合は、添付すること。

## 事 情 聴 取 書

入 札 件 名	
入 札 参 加 者 名	
事情聴取を受けた者	職名： 氏名： 職名： 氏名：
事情聴取を行った者	所属： 職氏名： 所属： 職氏名：
事情聴取日時、場所	日時：平成 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分 場所：
聴 取 事 項	聴 取 の 内 容
本件入札があると知ったのはいつか。また、何で知ったか。	
本件入札に先立ち、既に落札者が決定している(た)との情報があるが、その事実はあるか。	
本件入札について、入札前に他の入札参加者を知っていたか。	
本件入札について、他の入札参加者と何らかの打合せ又は話合いをしたことがあるか。	
本件入札について、事前に何らかの打合せ又は話合いに誘われたことがあるか。	
本件入札について、事前に何らかの打合せ又は話合いが行われたという噂を聞いたことがあるか。	
打合せ又は話合いがあったとすれば、どのような内容か。	
本件入札について、このような情報が寄せられたことについて、心当たりはあるか、又は原因は何か。	
業界内のトラブル、もめごとなどを聞いたことがあるか。	
入札金額は、いつ、誰が決定したのか。	
本件入札の積算をしたのは誰か。	
本件入札に関し、積算を行ううえで設計図書に疑問点があったか。あった場合どうしたのか。	
本件入札において、他社から積算について問い合わせがあったことはあるか。	
その他	

注：聴取事項については、情報の内容等により適宜変更又は追加すること。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

下記入札件名の入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は刑法第96条の6の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令の規定を遵守することを誓約します。

また、後日、不正行為があると認められた場合には、いかなる処分を受けても異議のないことを併せて誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会等に送付されても異議はありません。

## 記

- 1 入札件名
- 2 工事場所

注1：設計業務等又は業務委託の場合は、2の工事場所を業務場所に変更すること。

注2：物品購入の場合は、2の工事場所を削除して使用すること。

第 号  
平成 年 月 日

様

岡崎市長

談合情報等に関する資料について（送付）

本市発注の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の入札に関し、談合を疑わせる情報が寄せられましたので、下記の関係資料を送付いたします。

記

- 1 情報調書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 工事費内訳書（写）
- 5 入札結果表（写）

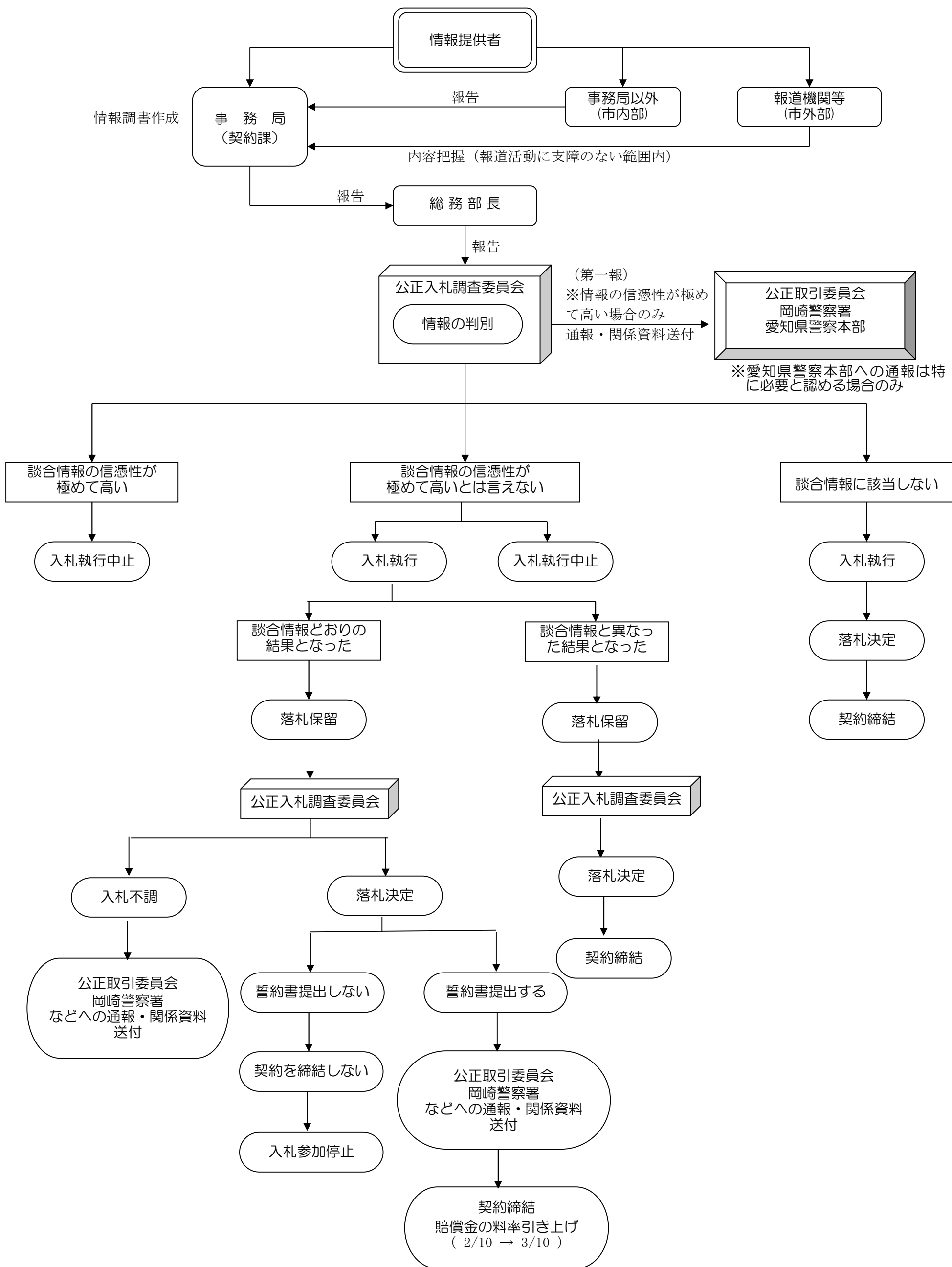
注1：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の通知である場合には、題名をその旨に変更すること。

注2：関係資料は、送付するものについて記載すること。



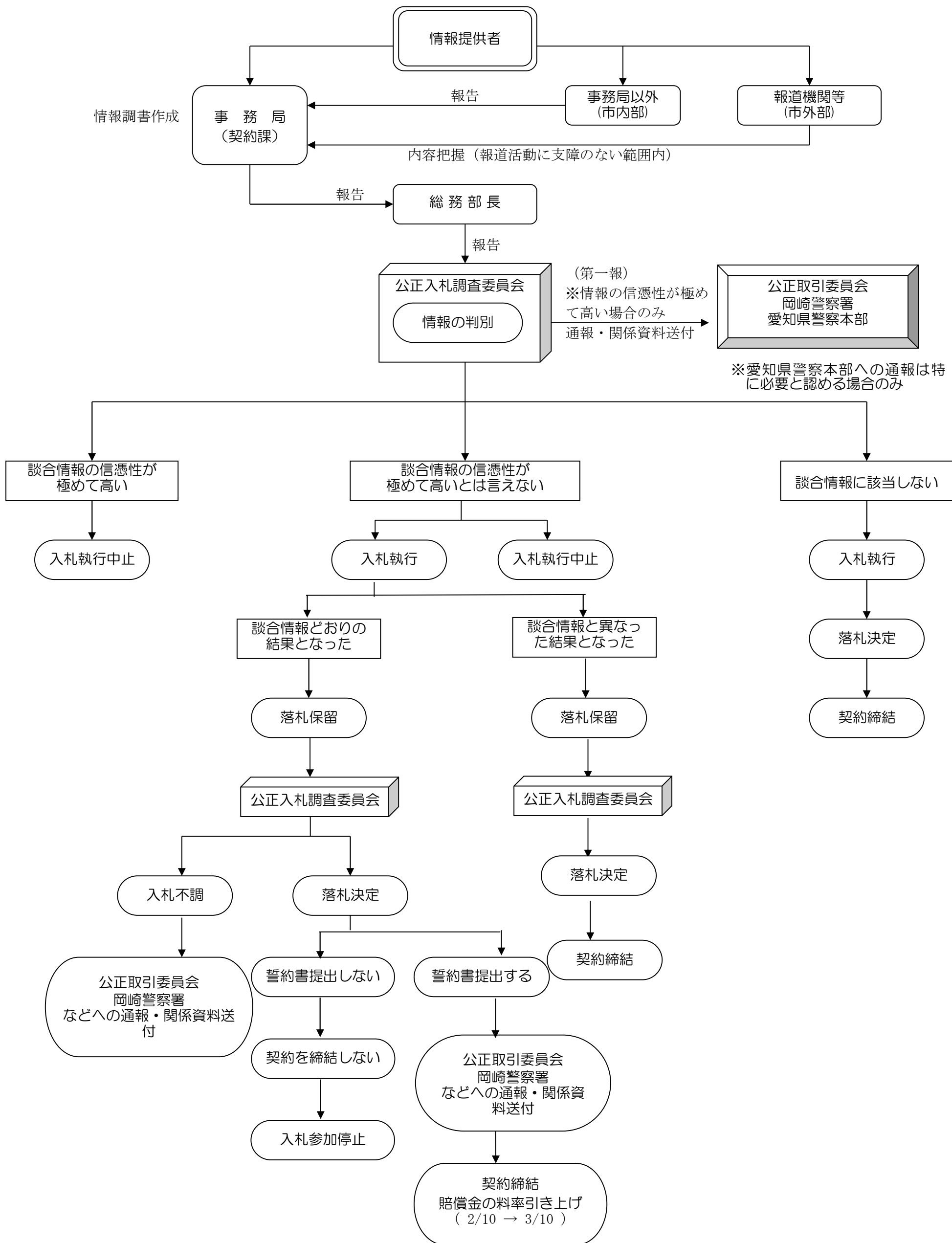
談合情報対応マニュアルに関する基本的フロー図

(開札執行前に入札談合を疑わせる情報を把握した場合)



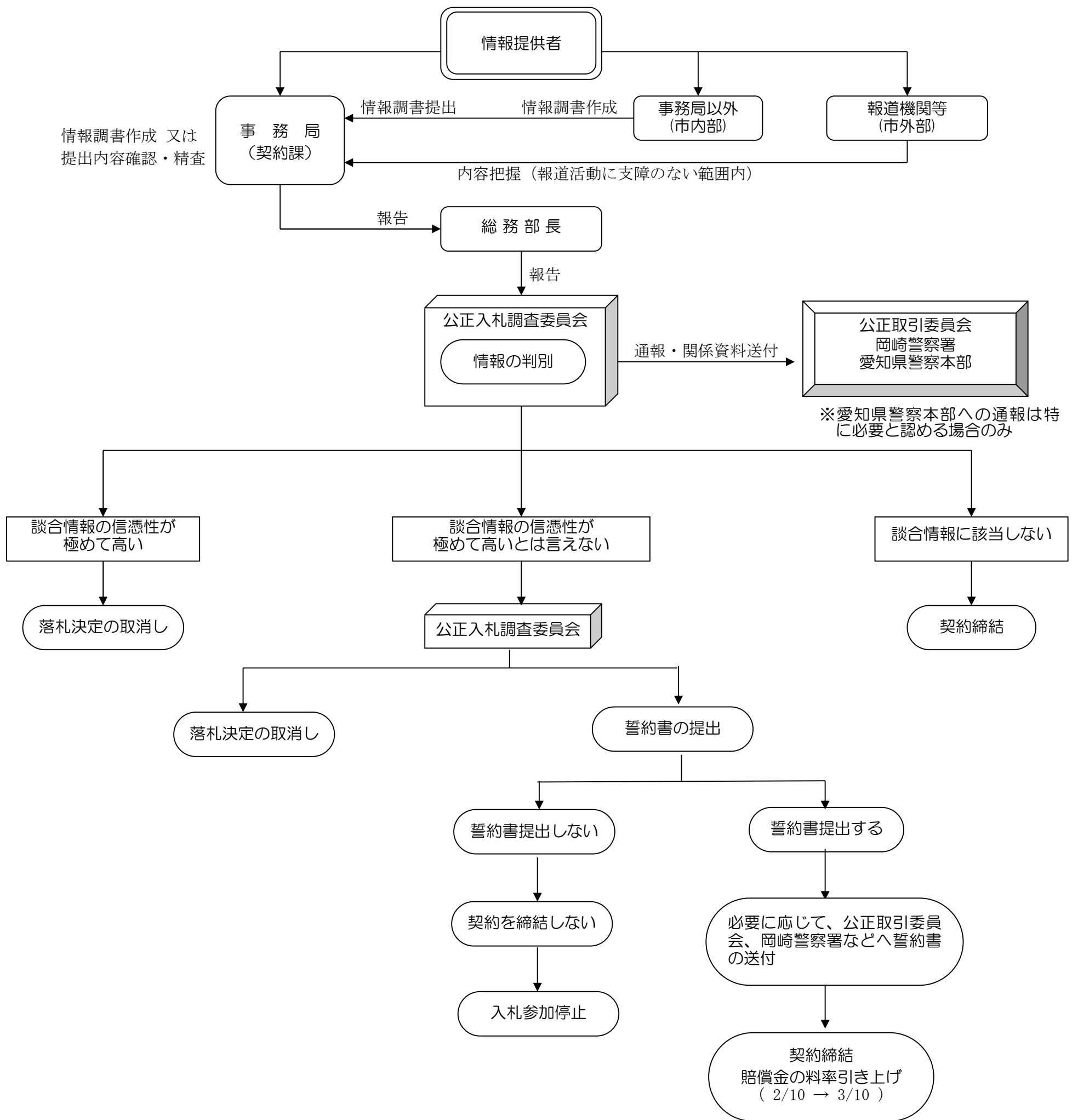
# 談合情報対応マニュアルに関する基本的フロー図

(開札執行後で落札決定前に入札談合を疑わせる情報を把握した場合)



# 談合情報対応マニュアルに関する基本的フロー図

(落札決定後で契約締結前に入札談合を疑わせる情報を把握した場合)



# 談合情報対応マニュアルに関する基本的フロー図

(契約締結後に入札談合を疑わせる情報を把握した場合)

